

令和7年度 第2回

那珂川水系河川整備計画フォローアップ委員会

日時：2025年12月16日（火）

場所：常陸河川国道事務所FG会議室

WEB会議併用

午後3時30分 開会

1. 開 会

<秋元副所長>

定刻となりましたので、ただいまより第2回那珂川水系河川整備計画フォローアップ委員会を開催させていただきます。

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます常陸河川国道事務所副所長をしております秋元と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、那珂川水系河川整備計画の点検、那珂川直轄河川改修事業の再評価について審議を予定しております。なお、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領の中では、河川整備計画の点検のための委員会が設置されている場合にはその中で審議を行い、その結果を関東地方整備局が設置している事業評価監視委員会に報告するという形となっており、本日の審議結果につきましても、今後、事業評価監視委員会開催の際に報告をさせていただきます。

本日はWEBを併用しての会議となりますので、委員の皆様におかれましては、ご発言の際にお名前を言ってからご発言をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

WEB会議で参加の委員の先生方につきましては、音声の不通や途切れ、画像が乱れた場合は画像をオフにさせていただくなど、通信負荷の低減化をしていただくなどの対処をしていただければと思います。また、発言している方のみマイクをオンにさせていただくことで、発言者の音声を拾いやすくなるようにしたいと考えますので、ご協力をお願いいたします。

記者発表の際に会議の公開をお知らせしておりますが、カメラ撮りは冒頭の委員長挨拶までとさせていただきます。また、お配りしております、取材に当たっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

あわせて、事務所職員等による記録撮影を行っておりますので、ご了承願います。また、一般傍聴の希望がございましたので、別室に映像と音声を流しますので、ご承知おきください。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。資料目録、議事次第、委員名簿、座席表、資料1「那珂川水系河川整備計画の点検について」、資料2「那珂川直轄河川改修事業」、資料3「那珂川直轄河川改修事業（様式集）」、参考資料1「那珂川水系河川整備計画フォローアップ委員会規則」、参考資料2「那珂川水系河川整備計画フォローアップ委員会運営要領」、参考資料3「那珂川水系河川整備計画」、参考資料4「那珂川水系河川整備基本方針」をお配りさせていただいております。不足等がございましたらお知らせください。——大丈夫でしょうか。

2. 挨拶

<秋元副所長>

次に、議事次第の2、常陸河川国道事務所長より挨拶をいたします。佐々木事務所長、お願いします。

<佐々木事務所長>

ただいまご紹介ありました常陸河川国道事務所、事務所長の佐々木でございます。本日は、お忙しい中、令和7年度第2回那珂川水系河川整備計画フォローアップ委員会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方には日ごろより河川行政に対して多大なるご協力、ご支援をいただきまして、この場をおかりしてお礼申し上げます。

さて、国土交通省が実施する河川事業については、河川整備計画に基づいて事業を実施しているところでございますけれども、策定後においても、社会情勢の変化とか地域のご要望とか、河川整備の進捗状況、今後の見通しについてしっかりと確認して、必要に応じて整備計画に適正に反映するというように、しっかりと点検を実施していくことが重要かと考えております。本フォローアップ委員会は、整備計画の点検を行うに当たり、学識経験を有する先生方に意見をいただく場として設置しているものでございます。

本日のフォローアップ委員会においては、那珂川水系河川整備計画の点検状況、那珂川河川改修事業の事業再評価について事務局よりご説明させていただく予定としてございます。委員の皆様方におかれましては、今後の那珂川のより適切な整備に向けて、忌憚のないご意見をいただきますようお願いしたいと思います。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

3. 委員紹介

<秋元副所長>

続きまして、議事次第の3、委員の方々のご紹介をさせていただきます。

青木委員。本日はWEBにて参加いただいております。

池田委員。本日はWEBにて参加をいただいております。なお、別件対応のため、16時までの参加とお聞きしております。

桐原委員。

<桐原委員>

よろしくお願ひいたします。

<秋元副所長>

本日、白川委員は、ご都合により欠席となっております。

武若委員。

<武若委員>

武若です。よろしくお願ひいたします。

<秋元副所長>

永井委員。

<永井委員>

永井です。よろしくお願ひいたします。

<秋元副所長>

藤田委員。本日はWEBにて参加いただいております。

<藤田委員>

お願ひいたします、藤田です。

<秋元副所長>

横木委員。本日はWEBにて参加いただいております。

<横木委員長>

横木です。どうぞよろしくお願ひいたします。

<秋元副所長>

吉田委員。

<吉田委員>

吉田です。どうぞよろしくお願いいいたします。

<秋元副所長>

和田委員に関しましても、本日はWEBにて参加いただいております。

<和田委員>

お願いします。

4. 委員長挨拶

<秋元副所長>

続きまして、議事次第の4、委員長挨拶といたしまして、横木委員長よりご挨拶をお願いいたします。

<横木委員長>

改めまして、横木です。皆さん、どうぞよろしくお願いいいたします。

本日はちょっと遅い時間になりましたけれども、多くの委員の方にお集まりいただきまして、前半が那珂川、後半が久慈川ということで、お付き合いのほどどうぞよろしくお願いいいたします。

先ほど副所長及び所長からご挨拶がありましたように、今日は整備計画の点検ということで、議題が1つあります。後半が事業の再評価ということです。

整備計画は、昨今、令和元年の台風で大分変わりましたし、令和2年にも変更しましたし、令和4年に第2回の点検が行われております。今回は、時節柄といいますか、事業をやっておりますので、どうしても治水計画とか治水の考え方みたいなものにクローズアップされるきらいがありますが、整備計画自体は、治水計画だけでなく、環境とか利用とか、多くの側面を持っております。地元の皆さんにとって、那珂川がいろいろな意味で良い川であるように整備計画を順次改定するのであれば改定し、それに沿っていろいろな事業をやりたいと思っておりますので、委員の皆様にはご忌憚のないご意見をお願いいたします。

本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

<秋元副所長>

誠に申しわけございませんが、カメラ撮りはここまでとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

5. 議 事

1) 河川整備計画の点検

<秋元副所長>

それでは、議事次第の5、議事に入らせていただきますが、委員の皆様にお願いがございませう。ご発言に当たりましては、挙手いただき、事務局がお手元にマイクをお届けしますので、お名前の後にご発言をいただければと思ひます。

それでは、委員長、議事の進行をお願いいたします。

<横木委員長>

それでは、早速ですが、議事次第の1)「河川整備計画の点検」に入りたいと思ひます。事務局から資料のご説明をお願いいたします。

<小平流域治水課長>

本日の資料を説明させていただきます常陸河川国道事務所流域治水課長の小平と申します。よろしくお願ひいたします。

早速ですが、右上に資料1と書いてあるものをご覧下さい。

右下にページを記載している1ページです。1「整備計画の点検について」です。河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものである。那珂川水系河川整備計画においても、対象期間内であっても、必要に応じて本河川整備計画の見直しを行う旨の記載をしています。

真ん中の表ですが、左側に「点検の視点」を記載しています。1)「流域の社会情勢の変化」、2)「地域の意向」、3)「事業の進捗状況」、4)「事業の進捗の見直し」、5)「河川整備に関する新たな視点」ということで、今回の資料を作成させていただいています。

2ページです。真ん中の表は、河川整備計画の策定は令和2年に変更をかけていますが、その中で事業の推進をしております、今回、河川整備計画の点検をいただくものになります。整備計画の点検は、事業評価の実施時期等を勘案して、計画的に実施するとともに、点検に当たっては必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされています。また、点検の結果、計画の見直しの必要がなければ、現計画に基づいて事業を実施していき、計画の見直しの必要があれば、変

更計画の検討等を進めていくことになります。

3 ページです。2 「流域の社会情勢の変化」、まずは「流域の概要」です。左下に那珂川の諸元を記載しています。幹川流路延長は約 150km、流域面積は約 3270km²、流域内人口は約 90 万人となります。右上に人口の推移を記載しています。茨城県・栃木県の人口の推移は、昭和 40 年以降、茨城県を中心に人口が大幅に増加していき、平成 22 年以降、大きな変化はないという状況です。なお、整備計画の変更以降、土地利用、人口・資産等に大きな変化はありません。

4 ページは「現状と課題」です。まず、「洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題」です。

堤防の整備状況は、令和 7 年 3 月時点、那珂川の支川等の大臣管理区間を含みまして、計画断面として完成しているものが 57.5km、まだ断面が足りていない断面不足が 69.1km、山付等で堤防が不要な場所が 67.7km、合計で 194.3km について整備を行っています。現在の那珂川においては、まだ安全の水準が流域の社会・経済的重要性を踏まえると十分ではないということ、また、計画堤防断面の不足や河道断面の不足等により計画高水流量を安全に流下させることができない状況にあります。特に、下流部の潤沼川合流点から桜川合流点までの区間の両岸には、堤防断面の不足している区間が多く残っています。

堤防の浸透に対する安全性は、那珂川支川も含めまして、堤防対象区間 A としては 60km、このうち浸透対策が必要な区間 B としては 19.5km、割合としては 33%です。堤防については、整備された時期や区間によって堤防の材料や施工方法が異なるため、堤体の強度が不均一であるということ。平成 14 年度より堤防の浸透に対する安全に関して点検を実施し、必要に応じて対策を実施しているところです。

堤防の安全性に影響を及ぼす水衝部における河岸の局所洗掘が発生する箇所や、堤防付近における高速流が発生する箇所については、これらへの対策を実施しているところです。那珂川に係る洪水調節施設については、完成している施設はありません。施設の能力を上回る洪水や高潮が発生した場合、大規模地震による津波が発生した場合には壊滅的な被害が発生するおそれがあります。このため、被害を軽減するための対策として、河川防災ステーション、水防拠点の整備等のハード対策、河川情報伝達システムの整備、洪水浸水想定区域図の公表、また地方公共団体の洪水ハザードマップ作成支援等のソフト対策を推進しています。

令和元年 10 月洪水では、広範囲に強い降雨が続き、同時多発的に被害が発生したことから、関係機関等が連携し、円滑な水防・避難行動のための体制等の充実を図ることが必要です。

5 ページです。「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題」として、那珂川における水利用については、農業用水は最大取水量の合計で約 24.1m³/s が利用されています。また、農業用水は季節等により利用量が大きく変動しています。都市用水は、水道用水として最大約 2.6m³/s、工業用水として最大約 2 m³/s が供給されている状況です。下流部は比較的水量が豊富であります。降雨状況によっては、代かきの開始等により農業用水の利用が増加する 4 月末から 5 月初めの流量減少時に塩分遡上が河口から十数 km まで及ぶため、周辺の水戸市、ひたちなか市等の水道、工業用水、利用が増加する農業用水の取水にしばしば障害を起こしている状況です。

右上ですが、「水質」として、那珂川の水質は、BOD（75%値）で評価すると、全地点で環境基準を達成しています。水戸市の市街を流れる桜川では、環境基準値を上回る年が見られる状況です。

「自然環境」ですが、中流部は数段の河岸段丘が発達し、那珂川の清流とともに御前山県立自然公園等に指定された礫河原、崖地等の特徴的な風景が形成されています。崖地にはシラカシ、クヌギが分布し、ヤマセミが生息するとともに、礫河原にはカワラニガナ等の植物やカワラバツタ、イカルチドリなどが見られます。外来種についてはシナダレスズメガヤ等の繁茂が礫河原の一部で見られます。河口に至る下流部においては、高水敷にはヨシ・オギ群落が分布し、水域にはウグイ、オイカワ等の淡水魚のほか、ボラ、スズキ、マハゼ等の汽水性の魚類が多く生息しています。涸沼川におきましては汽水環境が形成されておりまして、水産資源となるヤマトシジミ等が生息するとともに、涸沼周辺のヨシ原にはヒヌマイトトンボが生息しています。平成 27 年 5 月には涸沼が「ラムサール条約」に登録されています。

6 ページです。「河川の利用」として、中流部では、良好な自然環境を背景に、カヌー、アユ釣り、キャンプ等が盛んでありまして、伝統的漁法である「やな」が観光用として見られ、多くの方が訪れています。下流部では、都市部の憩いの場として、サイクリング道路の散策、高水敷のグラウンドを利用したスポーツ等、多様に利用されている状況です。

「景観」ですが、中流部は、那珂川の清流とともに御前山県立自然公園等に指定されており、豊かな自然を擁しています。また、下流部については水戸八景のうち5つの景勝地があります。また、水戸県立自然公園内には、桜川及び千波湖が借景として取り込まれた借楽園があり、季節ごとに観光客でにぎわっている状況です。

「河川の維持管理の現状と課題」です。まず、河川管理は、災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全という目的に応じて、その内容は広範囲、また多岐にわたっており、効果的・効率的に維持管理を実施する必要があります。堤防については、自然現象の影響により、ひび割れ、すべり、沈下、構造物周辺の空洞化等の変状が、不規則に発生しています。さらに、洪水時には漏水等が助長されて大規模な損傷となり、堤防の決壊につながるおそれがあることから、堤防除草、点検、巡視等により異常・損傷等の早期の発見に努め、補修等を行う必要があります。護岸についても同じく、必要に応じて補修等を実施する必要があります。

7ページです。河川の上流、支川についてですが、上流から流出してくるごみのほか、利用者によるごみの不法投棄などの問題も発生しています。これにつきましては河川巡視等による管理体制の充実を図るとともに、不法投棄の防止に向けた取り組みが必要です。

不法係留船や不法係留施設については、洪水時に流出することによる河川管理施設等の損傷の原因になることから、河川管理上の支障となっているため、不法係留船や不法係留施設に対する対策を関係機関と連携して推進する必要があります。

河道の維持管理については、出水による河道洗掘、構造物周辺の深掘れ、洪水流下の阻害となる土砂堆積、樹林化の進行等に対して適切に維持管理を行う必要があります。那珂川については、水門4カ所、樋門・樋管 51カ所等の河川管理施設が設置されており、施設の機能を確保するため定期的な点検、維持補修等を行っています。また、効果的・効率的に推進していくため、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を行う必要があります。また、必要に応じて遠隔操作化や自動化等を進めていく必要があります。

橋梁や樋門・樋管等の許可工作物については、施設の管理状況を把握して、必要に応じて対策を講ずる必要があります。

8ページです。雨量観測所、水位観測所等を設置して観測・監視を行っています。治水

及び利水計画の立案、低水管理、水門等の河川管理施設の操作、洪水予測、水防活動等のために重要なものであり、定期的な点検や補修、更新を行う必要があります。水防団員の減少、高齢化等が進み、水防活動の弱体化が懸念されておりまして、水防協力団体の指定等を行い、水防体制の水準を確保していく必要があります。

水質事故が発生した場合には、関係機関との情報共有を図るとともに、被害軽減のための対策を実施する必要があります。

「新たな課題」、「近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題」として記載しています。平成 27 年 9 月関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防の決壊で、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生したことを受けまして、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を改革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」の再構築をする取り組みを進めています。

これらの課題に対応するために、洪水氾濫や内水氾濫、土石流等の複合的な発生等に対応する「事前防災ハード対策」や、発災時の応急的な退避所の確保等の「避難確保ハード対策」、地区単位の個人の避難計画作成を初めとする「住民主体のソフト対策」を推進するため、平成 31 年 1 月に改定された「緊急行動計画」を踏まえ、大規模氾濫減災協議会の場を生かして、「水防災意識社会」の再構築をさらに加速させる必要があります。

9 ページです。「気候変動の影響による課題」としては、近年、我が国においては、時間雨量 50mm を超える短時間の強雨や、総雨量が数百ミリから千ミリを超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。さらに地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに大雨や短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増加することが予測されています。

こうした状況の中、「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」において、令和元年 10 月に「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言が取りまとめられました。その後、令和 2 年 7 月には社会資本整備審議会により「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」答申が取りまとめられました。その答申では、あらゆる関係者が協働し、流域全体で対応する「流域治水」への転換が必要であることが示されています。

その一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、毎年のように取水が制限される渇水が発生しています。地球温暖化に伴う気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深

刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されている状況です。

10 ページです。「河川改修の経緯」を記載しています。那珂川においては、昭和 17 年に直轄事業として河川改修工事に着手しております。その後、昭和 41 年に那珂川水系工事実施基本計画を策定し、その後、平成 9 年の河川法改正を受け、平成 18 年に那珂川水系河川整備基本方針、その後、平成 28 年に那珂川水系河川整備計画を策定後、令和元年東日本台風の被害状況等を踏まえ、令和 2 年 9 月に現那珂川水系河川整備計画に変更している状況です。

11 ページです。「過去の洪水等による災害の発生の状況」です。那珂川の直近の大きな被害として、昭和 61 年 8 月の台風 10 号、平成 10 年 8 月の台風 4 号、令和元年 10 月の東日本台風が代表的な洪水です。

12 ページは、「令和元年東日本台風について」、説明させていただきます。大型の台風 19 号が関東地方を直撃し、広範囲で強い雨が降り続いた影響で記録的な大雨となりました。那珂川では、河川水位が氾濫危険水位を大幅に超過し、堤防の決壊及び越水・溢水被害が発生しました。このときに、国管理区間では、3カ所において決壊が発生しています。

13 ページは、「洪水の発生状況」について整理しています。表の上段が観測地点の野口地区上流における年最大 2 日雨量の経年変化を示しています。下は、野口地点における年最大の川を流れた流量の経年変化を整理しています。この野口地区の上流においては、令和元年 10 月洪水において流域平均で 2 日間 269mm を記録しています。流量においては、基準地点野口において、戦後最大の約 7400m³/s の流量を記録しています。上の経年変化の方ですが、令和元年 10 月洪水は平成 10 年より下回っているように見えますが、こちらは 2 日間雨量で整理していき、これを 1 日間雨量にすると、令和元年 10 月洪水が戦後最大となります。なお、河川整備計画の変更以降、大きな洪水は発生していない状況です。

14 ページは、「渇水の発生状況・水質の状況」について記載しています。まず、那珂川の水利用については、左上の円グラフで、農業用水を初め、水道用水、工業用水として利用されています。また、代かきの開始等により農業用水の利用が増加する流量減少時に、塩分遡上によりしばしば取水障害を引き起こしています。続いて、那珂川の水質については、BOD（75%値）で評価すると、本川では平成 21 年から令和 6 年の期間において、全地点で環境基準値を達成しています。支川の桜川においては、駅南小

橋の地点で環境基準値を上回る年が見られている状況です。

右側の桜川の水質は、令和5年度に環境基準値が少しくリアできていない状況がありまして、その経月変化では、夏の7月、8月の気温が高くて水温が上がったときに、環境基準値を超えている状況になっています。その後、河川整備計画の変更以降、水利用や水質、自然環境などの状況について、大きな変化はありません。

15 ページです。3「地域の意向」の「地域からの主な要望事項」です。那珂川においては、那珂川改修期成同盟会がありまして、要望書の提出を受けています。要望としては3点で、1点目が、那珂川水系流域治水プロジェクトの推進及び那珂川緊急治水対策プロジェクトの推進をしてくださいということ。2点目が、「国土強靱化実施中期計画」を早期に策定し、継続的、安定的に国土強靱化に必要な予算・財源を別枠で確保していただきたいということ。3点目は、各市長、町長からの個別の要望ということで、個別要望項目として記載しています。今日は時間の関係で割愛させていただきます。

16 ページです。4「事業の進捗状況」の「河川整備計画の概要」です。真ん中の表ですが、大臣管理区間として、今回の計画対象区間は、河川名那珂川では延長が85.5km、瀬沼川は8km、桜川で4.2km、藤井川で1.8kmとして策定されておりまして、整備計画の計画対象期間はおおむね30年間となっています。

左下には那珂川の流量配分図を記載しています。

17 ページです。「完了した整備及び現在整備中の主な箇所」を記載しています。左下に凡例で、施工済みが黒い線や点線で記載しています。今後、おおむね7年間（令和8年度から令和14年度）で実施するものが赤い線や点線などで記載しています。

真ん中の図面では、右側が河口、左側が上流です。堤防整備については、現在、緊急治水対策プロジェクトで整備を進めていまして、湊大橋のあたりから勝田橋のあたりには、堤防ができている場所と、現在、継続して堤防を整備している場所があります。

また、この勝田橋からさらに左の上流、国田大橋、「下国井」と赤い文字が書いてあるところあたりまでは河道掘削を継続して実施しており、こちらも河道掘削が終わっている場所、今後、河道掘削を実施する場所もまだ残っている状況です。

真ん中辺の大場遊水地も、現在、遊水地整備を行っている状況です。

右下に、主な整備内容に関する進捗率を記載してございまして、令和7年3月時点では、まず堤防の整備の進捗率は約40%。河道掘削については約20%。浸水防止対策として2

カ所ありますが、0カ所。洪水調整施設も2カ所ありますが、こちらも0カ所という状況です。

18 ページです。「那珂川緊急治水対策プロジェクト」について説明させていただきます。当初の計画は令和2年1月31日に策定されておりまして、目的としては大きく2つあります。①「多重防御治水の推進」ということで、河道・流域における対策。②「減災に向けた更なる取組の推進」ということで、ソフト施策を行っています。

全体事業費としては、約665億円、事業期間としては令和元年度から令和6年度まで。目標としては、令和元年東日本台風洪水における本川からの越水を防止すること。対策内容としては、河道掘削、遊水地、堤防整備等を行うものとして立ち上がっています。

19 ページです。緊急治水対策プロジェクトにおいては、令和5年4月に見直しを行っています。見直しとしては、全体事業費を約813億円に増額し、事業期間についても、令和元年度から令和8年度で、工期を2カ年延伸しています。

20 ページは事業費と事業期間の見直しに関する状況です。まず、事業着手後に発生した課題に対応するために、147億円の増額及び事業期間を2年間延伸しています。増額の原因としては、地質調査結果による構造変更、また土質調査結果による土質改良の増などとなっております。事業期間延期については、新型コロナウイルス感染拡大の影響や用地買収交渉に伴う家屋移転等の対外調整ができなかったということで、2年間延伸させていただいています。

21 ページです。「那珂川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況(1)」として、プロジェクトの進捗状況を令和7年11月時点で整理しています。左下のピンク色で囲っている枠は堤防の整備関係、右側の青く囲っている枠は河道掘削の整備状況です。各地点ごとに細かく記載しておりまして、左から測量や設計状況、用地の調査状況、用地の補償状況、また工事について、現状を記載しています。

22 ページです。「那珂川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況(2)」として、少し大きく取りまとめたものとして記載しています。右側の中段黒枠の中ですが、事業進捗率(全体)として、現状は堤防工事が77%、河道掘削工事が83%、遊水地工事が25%、霞堤の工事として42%が完了している状況です。

23 ページです。4「事業の進捗状況(治水)」として、①「堤防の整備」です。下の図面で主に右側の下流の赤く線を引いてあるところの堤防整備を実施しており、現在、

那珂川緊急治水対策プロジェクトでは、ひたちなか市勝田地区、常陸大宮市下伊勢畑地区等において堤防の整備を実施中です。

24 ページです。②「河道掘削」も、下の図面を見ていただくと、河口部から国田大橋あたりまで継続して河道掘削を実施している状況です。現在、那珂川緊急治水対策プロジェクトでは、ひたちなか市枝川地区・水戸市渡里地区などで樹木伐採が完了し、河道掘削を実施中です。

25 ページです。③「遊水地」です。遊水地の整備においては、図面の真ん中に大場遊水地を記載しており、現在、大場遊水地の整備を実施している状況です。左側の上流に下境遊水地がありまして、河川整備計画ではこちらも遊水地の計画として、今後、事業を実施する予定です。

26 ページです。④「浸透・侵食対策」として、堤防の浸透対策としてこれまで実施してきた点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等から優先度を設定し、必要に応じて堤防強化対策を実施しております。また、堤防や河岸の侵食対策としては、必要に応じて高水敷の造成や護岸整備等の対策を実施している状況です。

⑤「地震・津波遡上対策」として、地震動や液状化の影響により河川管理施設が被災するだけでなく、地震後の洪水及び津波により、河川の水位が上昇し、浸水被害が発生するおそれがあります。耐震性能の照査等を行い、必要に応じて耐震・液状化の対策を実施しています。また、津波が遡上する区間においては、操作員の安全性を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、樋管等の遠隔操作化や自動化等を進めている状況です。

右上には⑥「内水対策」について記載しています。

⑦「施設の能力を上回る洪水を想定した対策」として、施設の能力を上回る洪水が発生し、堤防の決壊等により氾濫が生じた場合でも、洪水時の被害の軽減を図るため、必要に応じて応急対策や氾濫水の排除、迅速な復旧・復興活動に必要な堤防管理用通路の整備、水防拠点の整備、既存施設の有効活用、災害復旧のための根固めブロック等、資材の備蓄を検討し実施している状況です。

27 ページです。4「事業の進捗状況（環境）」について記載しています。まず、「河川環境の整備と保全に関する事項」として、①「水質の保全」です。水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用の状況、現状の環境を考慮して良好な水質の保全に努めているところです。

②「自然環境の保全と再生」としては、那珂川の自然環境の変化が懸念される区間においては自然環境の保全・再生を図っています。中流部においては、カワラバツタ、イカルチドリ等の生息環境となる礫河原の保全、全国でも有数の遡上が見られるアユ等の産卵・生息環境となる瀬・淵等を初め生物の生息に必要な多様な環境の保全を図っています。下流部及び涸沼川においては、汽水域のヒメマイトトンボが生息するヨシ原、ヤマトシジミが生息する場等の保全・再生を図ります。洪水を安全に流下させるために行う河道掘削に当たっては、地域住民、学識者、関係機関と連携しつつ、段階的に施工を行い、その結果についてモニタリングを行い、効果・影響を検証しながら順応的に対策を行ってまいります。

28 ページです。③「人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備」について記載しています。地方公共団体や地域住民との連携のもと、誰もが安全かつ容易に利用できるよう、まちづくりと一体となった魅力ある水辺空間の整備を進めています。それについて4枚の写真を載せておまして、かわまちづくりで、現在、4カ所の整備が終わっている状況です。右下の戸多地区については、工事は終わっていますが、現在、モニタリング等を行っており、来年度に事後評価を行う予定です。

29 ページです。4「事業の進捗状況（維持管理）」です。①「堤防の維持管理／河道の維持管理」として、堤防の機能を適切に維持していくために、適切な堤防除草、点検、河川巡視等を行うとともに、管理用通路等の維持管理を適切に行っています。また、河道内の土砂堆積や樹林化の進行については、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施しています。

②「樋門等の維持管理」については、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行っています。

③「許可工作物の機能の維持」として、こちらも定められた許可基準等に基づき適切に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行っています。

30 ページです。④「不法行為に対する監督・指導」として、不法行為に対して適切な監督・指導を行っています。

⑤「河川等における基礎的な調査・研究」としては、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、河川水質の調査等を継続して実施しています。

⑥「洪水予報、水防警報等の発表」、⑦「観測等の充実」、⑧「特定緊急水防活動」、⑨「排水ポンプ車の活用」、⑩「堤防の決壊時等の復旧対策」について記載しています。

31 ページです。⑩「洪水氾濫に備えた社会全体での対応」として、近年の豪雨災害における逃げ遅れの発生等の課題に対処するために、氾濫した場合でも被害の軽減を図るため、避難や水防等の事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会を構築していくこと。また、平成 28 年 6 月 3 日に設立した「久慈川・那珂川流域における減災対策協議会」の場の活用等をしまして、各種タイムライン（防災行動計画）の整備とこれに基づく訓練の実施、また地域住民等も参加する危険箇所の共同点検の実施、メディアの特性を活用した情報伝達方針の充実、防災施設の機能に関する情報提供の充実などを進めている状況です。

「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」として、河川水の利用については、日ごろから関係水利使用者との情報交換に努め、また、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適時行っています。また、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を定めた地点等においては、必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量等を監視しています。渇水対策が必要となった場合は、「那珂川渇水調整協議会」等を通じまして、関係機関との情報共有並びに連携のもと、利水への対応について必要な調整に努めている状況です。

32 ページです。⑪「水質の保全」として、良好な水質を維持するため、水質の状況を把握するとともに、水生生物調査や「河川水質管理の指標」による水質の評価等を実施し、さらなる水質改善に向けた取り組みを行っています。また、関係機関との情報共有・情報伝達を活用し、水質事故に備えた訓練及び必要資材の備蓄を行うとともに、水質事故時における被害の最小化を図っています。

⑫「自然環境の保全と再生」として、「河川水辺の国勢調査」等により、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する等、基礎情報の収集・整理を実施しています。調査結果については、動植物の生息・生育・繁殖環境等の基礎情報として活用するとともに、市民団体、学識経験者、関係機関が有する環境情報等と合わせて情報の共有化を図りながら、河川整備等の実施時に活用しています。

⑬「河川空間の適正な利用」として、既存の親水施設、坂路や階段等についても、地域住民や沿川地方自治体と一体となって、安全・安心な利用ができるよう改善を図っています。また、アユ釣りや伝統的漁法である観光用の「やな」などに多くの人が訪れていることから、漁場としての河川利用に配慮しているところです。

⑭「景観の保全」として、那珂川の特徴ある景観や歴史的な施設について、関係機関と

の連携を図り、保全・継承に努めています。市街地においては貴重な空間としての水辺景観の維持・形成に努めている状況です。

33 ページです。⑤「環境教育の推進」として、人と自然の共生のための行動意欲の向上、また環境問題を解決する能力の育成を図るために、市民団体、地域の教育委員会や学校等の関係機関との連携を推進しています。また、水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成等も支援しています。

⑥「不法投棄対策」として、地域住民等参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して実施し、河川美化の意識向上を図っています。また、地域住民やNPO と連携・協働した河川管理を実施することで、ごみの不法投棄対策にも取り組んでいる状況です。

⑦「不法係留船対策」として、地方公共団体や地域住民及び水面利用者と連携して推進している状況です。

34 ページです。4「事業の進捗状況（流下能力図）」を記載しています。上段が那珂川の事業着手（令和2年3月）時点、下段が那珂川の現況（令和8年3月）予定時点です。左側が下流、右側が上流です。左側のおおむね9km から 24km 付近につきまして、今、那珂川の河道掘削、また堤防整備等を行っていきまして、流下能力が上の表から下の表に移りますと、上の表では大体 4000m³/s ぐらい水が流れる状況ですが、下の表では 4700m³/s から 4800m³/s ぐらいの水が流れるよう整備が進んで、流下能力が上がっている状況です。

35 ページは潤沼川についての流下能力図ですが、現在、緊急治水対策プロジェクトでは潤沼川の整備を行っていませんので、上と下の表に変更点はありません。

36 ページです。4「事業の進捗状況（効果事例）」として、河道掘削による流下能力の向上と動植物の生息場の保全と創出について記載しています。河道掘削によって流下能力の向上が見込めるとともに、二極化対策とマダケ再繁茂対策を行って環境の改善を図っており、あわせてアユ等の回遊魚やボラ等の汽水魚の生息場や稚魚の成育場となる浅場や湿地、ワンドやクリークなどの創出を行い、エコトーンを形成し生態系の多様性につなげながら事業を行っている状況です。

右の緑枠で、現在、平水位程度まで掘削をしており、水際には浅場・湿地等が広がってエコトーンが形成されると考えています。

左側ですが、今回、水中部は改変しないため、感潮域に特有の魚類等についての影響はないと思っています。

37 ページです。5「事業の進捗の見通し」です。当面の整備としては、那珂川の緊急治水対策プロジェクトによって堤防の整備、河道掘削による流下能力向上を図るとともに、地形や現状の土地利用等を考慮した霞堤と遊水地の整備を進め、令和元年東日本台風洪水における那珂川からの越水防止を図ることを目標としています。

左下に凡例をつけていまして、施工済みは黒の実線または点線等です。おおむね7年間（令和8年から令和14年）は、赤の線で引いています。右側はおおむね30年間（令和15年から令和32年）で、緑の線で引いています。

状況としては、現在施工済みのものは、下流のほうから実線の堤防整備が終わっていたり、先ほど説明しましたが、水府橋から国田大橋あたりでは河道掘削が順次終わっているところです。

この先おおむね7年間（令和8年から令和14年）においては、河口部の堤防整備が随時完成していきます。その上流についても、随時、河道掘削が終わるような状況です。大場遊水地についても、現在、令和8年度の完成を目指して整備を進めています。

38 ページです。5「事業の進捗の見通し（コスト縮減の取組）」を記載しています。左側は、品質を確保した上で、建設発生土の有効活用を行ってコスト縮減を図っています。盛土材を買った場合と、今回、河道掘削土を盛土材として使った場合でコスト比較をしていまして、現事業としては、約25億円のコスト縮減を図れている状況です。右側は、河道で伐採した樹木につきまして、本来は産業廃棄物として処分費がかかるところ、無料配布により処分費の削減を図っています。令和4年度としては、那珂川で約1.48tについて無料配付を行っている状況です。

39 ページです。6「河川整備に関する新たな視点」、(1)「気候変動を踏まえた治水計画の見直し」です。平成30年4月より「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」において、気候変動による影響について技術的な検討が進められ、令和元年10月には「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」が提言として取りまとめられたほか、令和元年11月には、社会資本整備審議会 河川分科会 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会が設置され、令和2年7月には「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申としてとりまとめられています。また、令和3年4月には、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言の改訂版が公表され、気候変動を考慮した治水

計画へ見直すに当たり、計画で想定する外力を世界の平均気温が2度上昇した場合を想定した降雨量とするとともに、過去に経験したことのない雨の降り方も考慮した上で、治水対策の検討の前提となる基本高水を設定すべきことが示されています。それを踏まえまして、気候変動の影響を考慮して、現在、順次、一級水系の河川整備基本方針を変更しており、令和7年12月5日時点で全国109水系のうち33水系において変更が実施されています。那珂川と久慈川においても、本年度の河川整備基本方針について見直しを行っているところです。

40 ページです。(2)「流域治水プロジェクト 2.0」として記載しています。那珂川においては、河川管理者に加え、各県、市町村等の関係者が一堂に会する、「久慈川・那珂川流域治水協議会」を令和2年8月に設置し、関係機関の協議として「流域治水プロジェクト」を令和3年3月30日に策定しています。その後、さまざまな手法を活用した対策の一層の充実を図り、令和6年3月に「流域治水プロジェクト 2.0」へ更新しています。具体的には、国管理区間において、気候変動後（2度上昇）においても、現行河川整備計画での目標、戦後最大の令和元年東日本台風洪水規模と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図るとともに、多自然川づくりも推進していくということを記載しています。

具体的には、「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、「被害対象を減少させるための対策」、「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として、現在、実施している状況です。

41 ページです。「流域治水プロジェクト 2.0」における自然環境が有する多様な機能に関するグリーンインフラの取り組みを推進しています。グリーンインフラの取り組みとしては、流域の水環境と多様な生育環境の連続性、また地域振興ということで進めています。那珂川水系では、治水対策における多自然川づくりとして湿地環境の創出等を実施することで、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取り組みを推進するという一方で、健全な水環境の確保、治水対策における多自然川づくり、魅力ある水辺空間・にぎわいの創出、自然環境が有する多様な機能活用の取り組みとして進めており、流域全体の取り組みとして、地域ニーズを踏まえた憩いと安らぎのある河川空間の保全を進めています。

42 ページです。(3)「多段階の浸水想定図及び水害リスクマップ」です。国土交通省では、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくり

の検討として、流域治水の取り組みを推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ（暫定版）」を令和4年8月31日に作成・公表しています。現時点では、国管理河川からの外水氾濫のみを示していますが、今後は、国管理の河川以外の外水氾濫や下水道等の内水氾濫も考慮した図表を作成し公表していく予定としています。

43 ページです。「今後取り組むべき課題」として、「ネイチャーポジティブなどの世界的な潮流を踏まえた課題」として記載しています。2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国でも「生物多様性国家戦略 2023－2030」において、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指すことが掲げられています。

令和6年2月には「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」において、今後の河川整備等のあり方について検討が進められ、令和6年5月には「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」が提言として取りまとめられています。

提言としては、流域治水対策を定量的な目標設定としているのと同様に、河川環境についても定量的な目標を設定し、関係者が共通認識のもとで取り組むことや、河川内の治水対策を一層推進するとともに、流域のあらゆる関係者との協働による流域治水が進められているのと同様に、流域と一体となった生態系ネットワークを構築していくことが重要であるとの認識のもと、河川における取り組みと流域における取り組みの両面から、「今後の河川整備等のあり方」についての提言が示されています。今後、那珂川でも、本提言を踏まえましてネイチャーポジティブを実現する川づくりを進めていくこととなります。

左下に提言の概要が記載されています。青い帯で「今後の河川整備等のあり方」を記載しています。「河川における取組」としては、（1）「河川環境の目標」として、治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして関係者が共通認識のもとで取り組み等を展開していく。（2）「生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出」するということで、蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に多自然川づくりを一層推進していきます。

「流域における取組」としては、(1)「流域連携・生態系ネットワーク」として、流域治水の推進を通じた流域が連携して取り組む機運の高まりを流域の環境保全・整備にも展開していく。(2)「流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり」として、ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進することが挙げられています。

右下は「河川環境の定量目標に用いる指標」として、「生物の生息・生育・繁殖の場に関する目標設定に用いる指標の例」を記載しています。

44ページです。7「河川整備計画の点検結果(案)」です。中段より下に「令和7年12月 河川整備計画 第3回点検(今回)」ということで、今回の点検結果になります。黄色い帯で、「流域の社会情勢の変化」、「河川整備の進捗・実施状況」、「河川整備に関する新たな視点」、「地域の意向」ということで、先ほど前段の資料で説明させていただきました。

最後に一番下の【点検結果(案)】として、4つ記載しています。1つ目は「河川整備計画に基づく事業を継続実施し、目標の達成に向け整備を着実に実施していく」。2つ目は、「新たな視点を踏まえ、今後、治水計画の見直しを検討していく」。3つ目は、「気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、流域内の関係機関との連携を図り、流域全体での取組を促進していく」。4つ目は、「豊かな自然を再生するとともに、現存する良好な自然環境を極力保全し、安全かつ容易にふれあうことができる水辺空間の確保に関する整備を継続していく」ということで、事務局案を作成させていただいております。

説明は以上になります。

<横木委員長>

それでは、ただいまのご説明に関して質疑や意見がありましたら、どこからでも結構ですので、お願いいたします。大分長い間、微に入り細に入り説明していただきましたが、どうでしょうか。

<吉田委員>

ご説明ありがとうございました。

治水対策についてはどんどん事業を進められていることがわかりました。5ページに、主に農業用水として大量に取水する代かき期に塩水遡上が上水の取水地点にまで及ぶということで、利水側の対策とか対応は何かあるのでしょうか。

<小平流域治水課長>

利水者のほうで、塩水遡上が多いときには、久慈川では塩水が入らないように川の中に土嚢を積んだりして堰をつくったりして、下流から塩水が上がりにくいようにして取水したり、那珂川では代替取水をやっているとして、下流部で水がとれないときには、上流側の違うところから水をとって、堤内地の民地側の水路を通しまして、水を引き込むということもやっています。

<吉田委員>

決定的な利水ができない状況にまではなっていないということですね。

<小平流域治水課長>

そのとおりです。

<吉田委員>

関連して、河道掘削のところですが、基本的には低水敷というか、平時に水が流れているところについては触れずに、洪水時に流れる高水敷あたりの部分を掘削しているので、例えば平時の農業用水の取水とかには影響は及ぼさないと考えていいですか。

<小平流域治水課長>

おっしゃるとおりで、川の中は掘っておりません。例えば、今、樹木が生えている場所とか、グラウンド等で使っていた場所を掘り下げています。取水施設については影響がないように掘削しています。

<桐原委員>

この治水計画はさすが国交省がやられることで、本当によくできていると思います。その中で、集団移転とか、遊水地の整備というところで、そこに係る人たちがどれだけ理解しているのか。

例えば、鬼怒川の氾濫のときに、水が来る意識がなくて取り残された人がいたこともあったような気がします。実際、那珂川地区でも同じようなことがあって、昭和 61 年水害でしたか、この前の台風 19 号水害のときも、自分たちのところに水が来るということを、古い人たちは知っているけれども、若い人たちは知らない。その結果、何でこうなんだみたいな形になってくる。これだけいいことをしているのに、これは本当によく計画されている整備計画だと思いますが、その整備計画と地域に住んでいる人たちとのギャップが結構あるなど印象的に考えています。

川のほうも随分変わっていて、那珂川の専門の漁師さんは現在、1人になってしまいま

した。結局、その地域に住んでいる人たちが那珂川のことをどう考えて、国がやっている整備計画についてどの程度理解しているのか、そのギャップをどのように埋めるか。この場で言うことではないかもしれないけれども、毎回それを言っているのです。これだけ素晴らしい整備計画をつくっているのに、地域の人たちとは随分、計画が素晴らしいものになればなるほどギャップが開いていくことをすごく感じています。

あと1つ、子どもたちが川で遊ばなくなっているというか、川のことを知らなくなっているというか、その傾向が強い。うちの会も子どもたちとの交流をやっていますが、今、問題になっているのは、その間をつなぐ年代がいなくなっているということです。この整備計画自体の問題ではないのですが、そのギャップをどう見るかということと、川と人をどう近づけるか、それをつなげる人をどう育てていくか。

事務所の直接の業務ではないと思いますが、地域団体の要望とか、地域団体と話があるときに、その辺についてもぜひ触れていただくこともお願いしたい。これはお願いです。これは一番難しい問題だと思うので、国交省がやることではないのかもしれませんが、考えてみると国交省しかないので話をしております。

<秋元副所長>

貴重なご意見をいただきありがとうございます。私たちがやっている事業を地域の方々にどういう形でお伝えするかということで、今の緊急治水対策プロジェクトに関しても、私どもは広報の形で進捗状況を毎月ホームページに載せたり、機会あるごとに地域にご説明させていただいています。そういうところで、まだギャップを感じられているのであれば、もうちょっと広報もしっかりやっていかなければいけないと思います。

あと、先ほど言われた、子どもたちがなかなか川に近づけないというところに関しては、今、国交省の中でも、環境の整備についても力を入れてやっているところです。そういう中で、できるだけ子どもたちが近づけるような空間を整備して、その中で、そこに子どもたちが近づいていくことによって、指導してくれる先生方だったり、そういう中間層の人たちも育成していけたらなと考えております。

貴重なご意見なので、今後の事業の参考にさせていただきたいと思います。

<桐原委員>

具体的には、結局、地域の要望を聞く場とか、逆に言うと集団移転の説明とか、そういう地域へ説明する場、要望を聞く場、さっきあった水位をはかる場所などに説明板を

設置したり。

一番感心したのは、北浦のヨシ原の手前に、今、国交省はこういうことをしている、完成図はこういうふうになるという看板が3枚ぐらい立っていて、それは観察会をやったときに大変役に立ちました。国交省は今こういうふうにやろうとしていて、こういうふうになるんだよという説明ができました。そういうのを那珂川とか久慈川でも、でき上がっているところには、そういうわかりやすい形の看板の設置等も考えたらいいのではないかということ、要望としてお願いします。

<秋元副所長>

貴重なご意見ありがとうございます。

<和田委員>

次の再評価にもかかわってくる話になるかもしれませんが、44 ページの【点検結果(案)】の件です。

現状のいろいろな部分を評価して点検していただいています、「令和7年12月 河川整備計画 第3回点検(今回)」の「流域の社会情勢の変化」について、あまり大きな変化の記述はないと思います。でも、実際にこの事業を実施するに当たり、この30年間、日本の物価がずっと上がらなかった状況の中で、急遽、この3~4年、賃金は上がってくるし、物価は上昇するというので、人件費等でも大変ご苦労なさっていると思うし、資材価格等も急激な形で多分上がってきているかと思います。それは当初の計画では想定されていなかった点だと思います。

そういう社会的な変化があったということをごちゃとこちらの計画に載せていただいて、その部分をどのように努力して修正して、順調な整備計画どおりの進行ができたのか、ちゃんと書いてあるほうがいいと思います。

というのは、お金の中に入ってしまうと、どういう努力によって、事業費に変化があっても、最終的にはつじつまがあったのか、その理由がはっきりした形で見えにくくなります。実は下請の方にすごく負担をかけたのかもしれないし、あるいは事業を受けていただく段階でのご苦労したのかもしれない。質を担保しながら経費を一生懸命節減した、技術によってコストが削減された部分等々、そこですごくみんな頑張っているのに、いろいろな方々の努力や想定外の負荷をかけた部分が、総額としては、その部分を吸収してしまった形で計算結果が出てくる可能性があると思います。

今までの河川整備計画、平成28年からの経済状況、特に建設業界を取り巻く状況がこ

こ数年ですごく変わったことを受けて、この河川整備計画を進行しているということを入れていただけると、望ましい方向だと私は思っています。昨今のような、こういう経済状況とかの変化があったときに、河川整備をどう対応していくかという1つの方向性も出ると思うので、そのあたりを書いておいていただけると大変ありがたいと思いました。

<横木委員長>

44 ページの「河川整備の進捗・実施状況」に、苦労したところをもうちょっとということですね。

<和田委員>

はい。

<横木委員長>

事務局から何かありますか。

<小平流域治水課長>

事務局のほうで記載して、内容について確認をさせていただきたいと思います。

<横木委員長>

整備計画自体がいいとか悪いではなくて、その計画に基づいてやっている事業についてのご苦労というかそういうコメントなので、うまく書いていただかないと、計画を見直したとか、そういうことではないと思います。和田先生のご意見も、事業について着々と進んでいるけれども大変なのだということですね。

<和田委員>

扱いの問題です。

<藤田委員>

14 ページで桜川の水質についてご説明いただいたので基本的なところを確認させていただきたいのですが、右側に BOD のグラフが出ていました。黒が過去の何年か分で、多分これはばらつきがあるので、これと比較するのは難しいのかもしれませんが、それにしても最近、夏場にかかなり高い値が出ています。これはどういうことが起こっているのか、どうお考えでしょうか。

<小平流域治水課長>

恐らくですが、ここ数年間、夏場の気温が非常に高くなっていることもありまして、川の水温も高くなってきているので、植物プランクトンの繁殖とか、アオコとかの発生

が頻繁化しているとか、そういうところが水質にも影響しているのではないかと思います。

<藤田委員>

BOD の測定のとときにプランクトンが混じってしまうという話ですか。混じっているプランクトンが酸素を吸い、それが BOD としてカウントされているという解釈ですか。

<小平流域治水課長>

アオコと BOD は、はかり方によって影響しないのですが、富栄養化みたいなところが起きていたりしているところもあります。

<藤田委員>

桜川はふだんから結構藻がいるような川なので、前からそんなことが起こっているのではないかと思います。ここ最近の話なのかなと思いました。

<小平流域治水課長>

ここ最近、どうしても気温が高いということもあって、プランクトンの繁殖が激しいということもあるかと思っています。

<藤田委員>

でも、桜川は前から結構藻がいる川ですよ。

<小平流域治水課長>

そうですが、それ以上ということですか。

<藤田委員>

なぜここ最近はこうなのかなと、ちょっと不思議だったので質問させていただきました。細かいことで申しわけありません。

<武若委員>

44 ページですが、点検結果は、私は基本的な考え方はこれでいいと思っています。

文言の見直しだけお願いします。これは必ずでなくてもいいのですが、最後の「豊かな自然を再生するとともに、現存する良好な自然環境を極力保全し」と書いてあって、相矛盾するような感じがします。今、良好な自然環境があるので、これがあまり豊かではないということなのか、あるいはどういうものを再生するのか。私は、あまり再生にこだわらなくてもいいのではないかと思います。そもそも流れている場所を考えますと、川とその周辺を含めて日本の平均的な場所から見れば良好な場所だと思います。その辺はお任せします。これは前回と同じ文言で、前回も私はメンバーでした。矛盾す

るような発言になりますが、ちょっと気になりましたので。マイナーなことです。

<横木委員長>

再生したい場所と保存したい場所が違うのかなと読んでいて思いました。もし書きかえられるなら、それもわかるように書いたほうがいいかなと思います。事務局から何かありますか。

<小平流域治水課長>

ご指摘のとおり、記載内容について修正させていただきたいと思います。

<横木委員長>

武若先生、修正するということですが、よろしいですか。

<武若委員>

それも含めてお任せします。

<横木委員長>

よろしくをお願いします。

大分時間がたっていますが、ほかにいかがでしょうか。まだ1つ目の議題ですが。——大丈夫ですか。

幾つかご指摘というか、こういうふうにされたらいいのではないかというアドバイスもいただきましたが、議題をまとめるに当たり、44 ページの点検結果（案）です。先ほど武若先生から、文言が多少矛盾して見えるので修正するということですが、4つの点が案として挙げられています。前回と大体同じですが、これについて了承いただけますでしょうか。もし、ちょっとここはということがあれば、ご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、「河川整備計画の点検」についてご審議いただきました。その結果、整備計画については変更せずに継続ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

<横木委員長>

では、継続ということで決定したいと思います。どうもありがとうございました。

2) 那珂川直轄河川改修事業の事業再評価

<横木委員長>

続きまして、議事次第の5の2)「那珂川直轄河川改修事業の事業再評価」について、

事務局から資料の説明をお願いいたします。

<小平流域治水課長>

それでは、右上の資料2について説明させていただきます。事業再評価についてです。

1 ページから 18 ページは、先ほどの資料1と同じ内容の資料なので、きょうは時間の関係で説明を割愛させていただきます。

19 ページです。5「事業の評価」、(1)「算出の流れ、方法」です。真ん中に「便益 (B)」、右側に「費用 (C)」と記載しています。便益 (B) については、想定氾濫区域の設定、想定被害額の算出、年平均被害軽減期待額、プラスして残存価値の算出をして、総便益 (B) の算出を行います。費用 (C) については、事業費 (建設費) の算出、維持管理費の算出をして、総費用 (C) の算出を行っています。

左上に「氾濫計算」として、今回の諸条件を記載しています。右上、事業費の算出については、事業着手時から現在までの実績事業費と現在から完成までの残事業費を合算して総事業費を算出させていただいています。左下の※は、便益は年4%の社会的割引率を考慮して現在価値化しています。右下の※は、費用についても年4%の社会的割引率及びデフレーターを考慮して現在価値化をしています。

20 ページです。(2)「被害額の算出方法」です。左側に「被害項目」を記載しています。縦の「直接被害」としては、一般資産の被害、農作物の被害、公共土木施設等の被害など。下の「間接被害」としては、営業停止損失、応急対策費用として項目を積み上げることになっています。真ん中の「算出方法と根拠」は、治水経済調査マニュアル(案)によって、今回、積み上げをさせていただいています。右の「対象区域」としては、洪水流の氾濫区域に適用させていただいています。

一番下の資産データについては、令和2年度国勢調査、令和3年度経済センサス、令和3年国土数値情報など、最新のものとして、再度、計算をし直しています。

21 ページです。(3)「費用対効果分析」として、今回、上段の「河川改修事業に関する総便益 (B)」の算出を行っています。まず、全体事業に対する総便益は 3348 億円、残事業費に対する総便益は 2775 億円、当面7年間の事業に対する総便益は 1183 億円になります。

中段、「河川改修事業に関する総費用 (C)」として、全体事業に要する総費用は 947 億円、残事業費に対する総便益は 434 億円、当面7年間の事業に要する総費用は 126 億円となります。

下段の「算定結果（費用便益比）」は、今回、全体事業：R3～R32 については B/C が 3.5、残事業：R8～R32 については B/C が 6.4、当面 7 年間：R8～R14 については B/C が 9.4 という数字が算出されました。

22 ページ、(4)「貨幣換算が困難な効果等による評価」を記載しています。河川整備基本方針規模の洪水を起こした場合、那珂川左岸 15.5km で破堤した場合、事業実施によって最大孤立者数は約 2900 人から約 900 人に減少します。また、電力の停止によって影響する人口については約 3700 人から約 500 人まで低減されると試算されています。

23 ページ、6「関連自治体等の意見」を記載しています。再評価における都県の意見としては下記のとおりです。

茨城県から読み上げます。「那珂川流域では、令和元年東日本台風により、多くの家屋が浸水するなど、甚大な被害が発生いたしました。つきましては、沿川の安全・安心を確保する河川整備の早期完成を図る必要があることから、緊急治水対策プロジェクトを含む本事業の継続を希望します。併せて、事業実施にあたっては、徹底したコスト縮減を図るとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします」。

栃木県からは、「那珂川における河川整備は、激甚化・頻発化する水災害の防止または軽減を図るために、さらなる促進が必要であることから、事業継続を要望します。併せて、本県における治水事業を着実に推進いただくとともに、地元の意見に配慮しながら事業を進めていただくようお願いいたします」という意見をいただいています。

24 ページです。7「今後の対応方針（原案）」を作成させていただいています。

(1)「事業の必要性等に関する視点（事業の投資効果）」、①「事業を巡る社会経済情勢等の変化」として、那珂川流域では、福島県・栃木県・茨城県 3 県にまたがり、下流部には茨城県の県庁所在地である水戸市があり、茨城県中央地域における社会・経済・文化の基盤をなすとともに、JR 東北新幹線等の鉄道網、東北縦貫自動車道・常磐自動車道や国道 4 号、6 号等の主要道路が整備され、地域の基幹をなす交通の要所となっており、那珂川直轄河川改修事業により、災害の発生の防止または軽減を図ります。②「事業の投資効果」として、先ほど説明したとおり、B/C としては 3.5 になります。

(2)「事業の進捗状況・事業の進捗の見込みの視点」です。今後、事業実施のめど・進捗の見通しについては、特に大きな支障はありません。今後も事業実施に当たって

は、社会情勢等の変化に留意しつつ、関係機関、地元関係者等との調整を十分に行い、実施してまいります。

(3)「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」として、ICT 技術の活用等、生産性の向上に取り組むとともに、引き続き一層のコスト縮減に努めてまいります。

最後に(4)「今後の方針(原案)」として、当該事業は、現段階においても、災害の発生防止または軽減を図る目的における必要性は変わっておらず、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。このように事務局案を作成させていただきました。

説明は以上になります。

<横木委員長>

ただいま、事務局から那珂川直轄河川改修事業の事業評価について説明がありました。委員の方から質疑応答をお願いしたいと思います。前半は先ほどの河川計画の点検のところで説明があったということなので、この議題では事業評価を重点的に説明しました。どこからでも結構なので、ご質問、ご意見があればお願いします。

<和田委員>

24 ページの7「今後の対応方針(原案)」の(3)「コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」ということで、コスト縮減というのはすごく大事なことではありますが、あまりに過度になり過ぎると、引き受けてくれる事業者がいなくなったり、そこを疲弊させてしまうことにもなりかねないので、「質を確保したコスト縮減」とか、「代替案の可能性の視点」、それをちゃんと維持してくれている、表現をどうしたらいいかちょっとわからないところですが、受けてくれる事業者の状況も勘案して入れた形で、事業の継続ということを考えていただけるとありがたいと思っています。

今までのように単にコストだけを削るとか、そういう視点ではなく、もうかなりいろいろな形で既に努力をしてくださっていることはよくわかっているので、あまりにコストのほうに寄ってしまうと、本来やらなければいけないものとか、事業の継続性というか、河川を守る一番基盤となる事業者の人とか、地域を支えている人たちの疲弊につながらないような視点もぜひ入れていただけると大変ありがたいと思いました。

<横木委員長>

いかがでしょうか。(3)は書かなければいけないから書いているのではないかと邪推しています。具体的なアイデアがあるわけではなくて、可能性があれば追求しますよという感じなので、和田先生が言われたように、あまり過度にそっちへ行かないよう

なニュアンスの書きぶりはないですかね。

<和田委員>

お願いできると大変ありがたいですね。いざ災害のときには地元の建設業界の方が一番頼りになる存在なのに、その事業が継続できていないような状況だと、災害が起こることを想定している河川行政全体から考えると、すごく怖いなと思っています。これからはその辺にも配慮していかなければいけないのではないかという感じがしています。いい言葉が浮かんでくればいいのですが、今すぐには浮かばなくてすみません。

<小平流域治水課長>

書きぶりをどう直せるかは、少しお時間をいただきまして、検討させていただきたいと思います。

<和田委員>

お願いします。

<吉田委員>

同じ 24 ページで、事業の必要性については、重要な事業だとよく理解しておりますし、B/C のベネフィットについては、特に洪水頻度が上がっていくような昨今なので、ベネフィットはどんどん上がっていくのかなと思います。

大事なのは、事業を進めていく中で想定しなかったような問題が起こってきていないかという視点だと思います。その際に、例えば（2）の「目途・進捗の見通しについては、特に大きな支障はありません」に加えて「事前に想定されていなかったような問題等も起こってきておりません」みたいなところも重要なのかなと少し思いました。

リニアの問題とか、やっている間に出てくるような問題もいろいろありますので。

<横木委員長>

一応、事業費は変わっているのですよね。どうしますか。吉田先生が言われているのは（2）の書き方ですよね。

<吉田委員>

そうですね、はい。

<横木委員長>

事務局から何かありますか。

<小平流域治水課長>

こちらもあわせて言葉を少し修正する方向で検討させてください。

<横木委員長>

一応これは審議事項でオーケーをいただく感じなので、(2)の文言については趣旨を変えるものではないと理解してよろしいですか。

<小平流域治水課長>

趣旨は変えないように修正したいと思います。

<横木委員長>

(3)についても、ニュアンスは配慮しますが、趣旨が変わるものではない。コスト削減は可能であればやるということで、変わらないと思います。

ほかにかがでしよう。――では、よろしいですか。

事業についてもご説明いただき、鋭意進めていただかなければいけないということで、B/Cの評価についても問題はないし、必要性もあるし、地元の自治体の方もぜひ進めてほしいと言われているとのことなので、ご意見等よろしければ、多少は文言を修正するというのですが、原案どおり事業を進めていくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

<横木委員長>

ありがとうございます。それでは、これで了承いただき、継続ということで決定したいと思います。

これで私の議事は終了しましたので、進行を事務局へお返しします。

6. 閉 会

<秋元副所長>

横木委員長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。

冒頭にご説明させていただいたとおり、今回、審議いただいた那珂川直轄河川改修事業の審議結果については、対応方針(案)として、今後、事業評価監視委員会へ報告させていただく予定です。

本日の議事録につきましては、運営要領第4条のとおり、内容をご確認いただいた後に、国土交通省関東地方整備局のホームページにおいて公開することといたします。

以上をもちまして第2回那珂川水系河川整備計画フォローアップ委員会を終了させていただきます。

引き続きまして、第1回久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会を開催いたします。那珂川水系河川整備計画フォローアップ委員である青木委員と池田委員におかれましては退出いただければと思います。ご出席ありがとうございました。

取材をご希望の方は、続けて開催となる第1回久慈川水系河川整備計画フォローアップ委員会の後にあわせて対応したいと思いますので、よろしく申し上げます。

午後4時59分 閉会